

現行のスポーツ推進計画におけるスポーツの定義

ルールに基づいて勝敗や記録を競うスポーツだけでなく、健康づくりのためのウォーキング、介護予防のためのトレーニングなどの他に、日常生活の中の階段の昇り降り、気分転換に行う軽い体操やレクリエーションなど、自発的に楽しむ運動をスポーツとして扱います。

→スポーツをより身近に感じて、接することができるよう、現行計画ではスポーツの概念を広く捉えている

次期東京都スポーツ推進総合計画で取り扱うスポーツの範囲

競技スポーツ
(ルールに基づいて勝敗や記録を競うスポーツ)

【具体的事例】
陸上競技、水泳、サッカー、野球、自転車競技、ボッチャ、ゴールボール 等



目的（健康の保持・増進、気晴らし、楽しみ、美容など）を持った身体活動

【具体的事例】
ウォーキング、ジョギング、サイクリング、筋力トレーニング、ラジオ体操、ダンス 等



新たな豊島区スポーツ推進計画におけるスポーツの定義（案）

現行計画のとおりスポーツの概念を広く捉えながら、新たな計画においては下記のとおり定義を行っていきたいと検討しているがいかがか。

ルールに基づいて勝敗や記録を競う競技性のスポーツだけでなく、健康づくりや介護予防のためのウォーキング、トレーニング、軽い体操をはじめ、日常生活の中の階段の昇り降りや散歩、サイクリング、レクリエーションなど、自発的に楽しむ運動をスポーツとして扱います。